
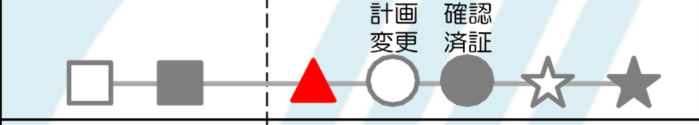




令和7年3月以前に確認済証交付済物件の

着工日が施行日をまたぐ場合の追加図書提出について

令和7年4月施行の建築基準法、建築物省エネ法改正に伴い、令和7年3月までに確認済証が交付され、令和7年4月以降に着工する物件について、下記の通り追加図書の提出が必要となります。

下図①の場合は、**完了検査申請前**に、②の場合は、**計画変更申請時**に追加図書の提出・審査が必要となります。

	法施行日（令和7年4月1日）	図書提出時期
①		完了検査申請前に追加図書を提出
②		計画変更申請時に追加図書を提出
③		確認申請時に改正後の基準適合を審査
④		確認申請時に改正後の基準適合を審査

○完了検査申請前まで（計画変更申請時）に審査が必要となる図書

壁量計算、採光換気計算、省エネ適判通知書等、改正後の関係規定の審査に必要な追加図書をご提出いただきます。なお、追加図書の審査には手数料を頂戴いたしますので、あらかじめご了承ください。

追加図書の審査対象項目、審査手数料につきましては、裏面をご確認ください。

上図①の追加図書につきましては、完了検査申請前にお早めにご提出ください。

検査日程に影響することも想定されるため、具体的な提出スケジュールにつきましては、申請先事務所にご相談ください。

なお、詳細内容に関しては、QRコード又はURLから国土交通省資料ライブラリー内の各種マニュアルをご参照ください。
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>



お問い合わせ 一般財団法人 さいたま住宅検査センター

さいたま事務所 048-621-5117

熊谷事務所 048-579-5988

東京事務所 0422-38-8390

SJK つくば確認検査事務所 029-846-5177

越谷事務所 048-988-0011

川越事務所 049-230-6080

所沢事務所 04-2994-9200

省エネ・住宅性能評価課 049-293-5925

追加図書の審査対象項目の例（22条区域）

※四号特例により審査対象外であったが、法改正後に審査対象となる内容

根拠法令	内容
法第 20 条第 1 項第 4 号イ (令第 3 章第 2 節～第 3 節)	構造耐力〔壁量基準、柱小径、基礎等の仕様規定〕
法第 21 条	大規模の建築物の主要構造部等
法第 22 条	屋根〔防火地域等以外に建つ建築物の屋根の防火性〕
法第 23 条	外壁〔防火地域等以外に建つ木造建築物等の外壁の防火性〕
法第 24 条	建築物が法第 22 条第 1 項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置
法第 25 条	大規模の木造建築物等の外壁等〔外壁・軒裏の防火構造等〕
法第 27 条	耐火建築物としなければならない特殊建築物
法第 28 条第 1 項	居室の採光〔住宅等居室の採光規定〕
法第 28 条第 2 項	居室の換気〔換気用の開口部、換気設備〕
法第 28 条第 3 項	火気使用室の換気
法第 28 条第 4 項	居室の採光〔2 室を 1 室とみなす〕
法第 29 条	地階における住宅等の居室〔壁・床の防湿措置〕
法第 30 条	長屋又は共同住宅の各戸の界壁〔遮音性〕
法第 31 条第 1 項	便所〔水洗便所〕
法第 32 条	電気設備〔電気工作物にかかる建築物の安全、防火〕
法第 33 条	避雷設備
法第 35 条	特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準
法第 35 条の 2	特殊建築物等の内装
法第 35 条の 3	無窓の居室等の主要構造部
法第 37 条	建築材料の品質〔主要構造部等の材料の品質規格〕
令第 2 章第 2 節～第 4 節 (令第 31 条～第 35 条を除く)	天井高・床高・防湿、階段、便所
令第 31 条、第 33 条、第 34 条	改良便槽・漏水検査・便所と井戸の距離
令第 4 章～第 5 章の 2	耐火・準耐火・防火構造、防火区画等
令第 5 章の 4 (第 2 節を除く)	建築設備等
令第 129 条の 2 の 4 第 1 項 第 6 号及び第 7 号	建築設備等
建築物省エネ法	省エネ仕様基準への適合が確認できる図書または省エネ適判通知書等

追加図書の審査手数料（表面図中の①及び②の場合）

種別	適合確認基準	手数料
構造関係	壁量計算等（その他審査対象となる内容を含む）	15,000 円（非課税）
	構造計算等（その他審査対象となる内容を含む）	25,000 円（非課税）
省エネ関係	仕様基準	5,000 円（非課税）
	性能基準（省エネ適判通知書の取得）	33,000 円（税込み）

※ 表面図中②の計画変更の場合につきましては、計画変更の手数料に上表の手数料を加算させていただきます。

20250319 版